



平成 17 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー
代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者
吉 田 博 昭
(J A S D A Q ・ コード 4358)
問 い 合 せ 先 常務取締役経営企画部長兼グループ執行役員
繁 松 徹 也
電 話 番 号 03-5434-1586

第 3 回新株予約権 (第三者割当て) の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 3 月 25 日開催の取締役会において、第 3 回新株予約権 (第三者割当て) の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1 . 本新株予約権の名称

株式会社ティー・ワイ・オー第 3 回新株予約権 (第三者割当て) (以下「本新株予約権」という。)

2 . 本新株予約権の発行総額

金 600,000 円

3 . 申 込 期 間

平成 17 年 4 月 11 日

4 . 払 込 期 日

平成 17 年 4 月 11 日

5 . 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を Merrill Lynch International に割当てる。

6 . 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,000,000 株とする(本新株予約権 1 個当りの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 2,000 株とする。)。但し、下記第 (2) 号ないし第 (4) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨

てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。但し、第 11 項(2)号 但書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,000 個

8. 各本新株予約権の発行価額

金 600 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.3 円)

9. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「発行・移転」という。)する場合における株式 1 株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 337 円とする。
- (3) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

674,000,000 円 (当初行使価額にて算定)

10. 行使価額の修正

第 18 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)まで(同日を含まない。)の 3 連続取引日(但し、終値のない日は除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が上限行使価額(以下に定義する。)を上回ることとなる場合には行使価額は上限行使価額とし、下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。また、上記 3 連続取引日の間に第 11 項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該 3 連続取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。「上限行使価額」は当初、平成 17 年 3 月 28 日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 110%に相当する金額の 1 円未満

の端数を切り上げた金額又は 300 円のいずれか高い方の金額とし、「下限行使価額」は当初 300 円とする。上限行使価額及び下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日以降又はかかる発行若しくは処分のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。但し、株券の交付については第 19 項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

下記第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で行使され、又は当初の転換価額で転換され、当社の普通

株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、又は、その証券の発行若しくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、上限行使価額及び下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。但し、上記第(2)号 但書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は上限行使価額及び下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成 17 年 4 月 12 日から平成 19 年 4 月 12 日までとする。但し、第 14 項各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日の翌日以降行使できないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

(1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合は、本新株予約権の発行日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 ヶ月以上前に、本新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、且つ本新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に対して通知を行ったうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり 600 円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 ヶ月以上前に、本新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、且つ本新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に対して通知を行ったうえで、当該消却日に、本新株予約権 1 個当たり 600 円にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

17. 本新株予約権の行使後第 1 回目の配当

本新株予約権の行使により発行・移転する当社普通株式の利益配当金又は中間配当金(商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配) については、行使請求が 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは、10 月 1 日に、4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは、4 月 1 日に、それぞれ当該普通株式の発行・移転があったものとみなしてこれを支払う。なお、平成 17 年 4 月 12 日から平成 17 年 9 月 30 日までの間になされた行使請求についても上記規定を適用する。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを第 12 項の行使請求期間中に第 22 項記載の行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、行使請求書に当該本新株予約権証券を添付しなければならない。

(2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額(以下「払込金」という。)を現金にて第 23 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第22項記載の行使請求受付場所に到着し、且つ払込金が指定口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、単元未満株式については株券を発行しない。
20. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。
21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込みをなすべき額の算定理由
当社は、本新株予約権の上限行使価額及び下限行使価額その他の新株予約権の内容、とりわけ、発行日の翌日以降いつでも当社取締役会において本新株予約権の消却を決議することが可能であり、消却を決議した場合にはその通知がなされた日の翌日以降本新株予約権の行使ができず、かかる通知が発行日になされれば本新株予約権の行使は全く不可能となるため、投資家が高い投資リスクを負っていることを考慮し、さらに当社株式及び本新株予約権の低流動性、並びに当社の財務状態、収益状況及び配当状況等の事情を考慮したうえで、投資家の当社に対する投資リスクを総合的に勘案し、各本新株予約権の発行価額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成17年3月25日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。
22. 行使請求受付場所
株式会社 TYO Administration 人事総務統括部
東京都品川区上大崎二丁目21番7号
23. 払込取扱場所
UFJ信託銀行株式会社 本店営業部
東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
24. その他
(1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

【ご参考】

1. 発行の理由及び調達資金の使途

(1) 発行の理由

当社グループは、当社（株式会社ティー・ワイ・オー）及び連結子会社 21 社（2005 年 3 月 25 日現在）により構成されております。当社グループは TV-CM（テレビコマーシャル）制作を中心とした広告映像事業を柱の一つとし、エンタテインメント事業、コンテンツ・ソリューション事業を展開しております。当社を中心とした 22 社のグループは、独創的な映像技術を活用し、様々なコミュニケーションとエンタテインメントを提供し、グループ企業それぞれが属する映像マーケットにおける知名度を向上させるとともに、グループ全体として様々な映像制作ブランドが集約した「クリエイティブ・ビジネス都市」（連結会社集合体）の拡大を目指しております。本新株予約権の発行に伴う資金調達により、当社グループの重要な事業戦略である M & A 及び映像コンテンツへの製作投資の拡大、自己資本の拡充による経営基盤の強化を目的としております。

(2) 今回調達資金の使途

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額を含めた差引手取概算額は 664,600,000 円です（行使価額を 337 円として計算）。但し、本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による払込及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、払込があった場合の調達資金は、グループの重要な事業戦略である M & A 及び映像コンテンツへの製作投資に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込のなされた時点の状況に応じて決定いたします。

なお、本新株予約権の発行による手取金については、運転資金に充当する予定であります。

(3) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(4) 業績に与える見通し

今回の資金調達により、更なる M & A 戦略の加速と製作投資による映像コンテンツの著作権や各種窓口権の確保を行うことが可能となり、今後の収益拡大の一助となる見込みであります。また、新株予約権の行使により、従来から財務上改善すべきポイントとなっておりました自己資本の拡充による経営基盤の強化と中・長期的事業戦略をバックアップ頂ける機関投資家が株主となることを期待しております。

なお、本件に伴う今期の業績見通しの変更はございません。

平成 17 年 9 月期の連結業績予想（平成 16 年 10 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
中間期	7,800	470	55
通期	16,800	940	240

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重点課題の一つと認識し、安定的な経営基盤の確保と、株主資本利益率の向上に努めるとともに、業績に対応した柔軟な配当を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社はグループ経営での企業価値の最大化を目標としておりますので、配当性向の基準を当社の当期純利益ではなく、連結ベースでの当期純利益で算出し、連結配当性向25%以上を目標としております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、経営基盤の強化と将来の積極的な事業拡大に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
1株当たり当期連結純利益	4.99円	0.47円	3.12円
1株当たり年間配当金	1.00円	4.00円	3.00円
実績連結配当性向	%	318.9%	38.9%
連結株主資本当期純利益率	9.5%	2.3%	15.3%
連結株主資本配当率	2.2%	7.4%	5.9%

(注) 1. 連結株主資本当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 連結株主資本配当率は、年間配当金総額を連結株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成17年2月28日)の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は14.7%になる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数及び今回発行する本新株予約権が全て当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスは以下のとおりです。

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成14年4月24日	812,160千円	643,755千円	公募による有償第三者割当増資

過去3決算期間および直前の株価の推移

	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期	平成17年9月期
最高	430円	233円	381円	354円
最低	125円	85円	116円	253円

(注) 平成17年9月期の株価については、平成17年3月24日現在で表示しております。

過去3決算期間の株価収益率及び連結株主資本利益率の推移

	平成14年9月期	平成15年9月期	平成16年9月期
連結株価収益率	倍	370.3倍	88.0倍
連結株主資本利益率	9.5%	2.3%	15.3%

(注) 連結株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

4. 本新株予約権の割当先及び割当額

割当予定先の氏名又は名称		Merrill Lynch International	
割当新株予約権数		1,000個	
払込金額		600,000円	
割当予定先の内容	住所	Merrill Lynch Financial Centre 2 King Edward Street London EC1A 1HQ United Kingdom	
	代表者の氏名	Bob Wigley	
	資本の額	3,961,280,140米ドル	
	事業の内容	金融・証券業	
	大株主	ML UK Capital Holdings	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項はありません。	
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません。	
	役員の兼務関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成17年2月28日現在のものです。

5. 本新株予約権発行の日程

平成 17 年 3 月 25 日	新株予約権取締役会発行決議
平成 17 年 3 月 25 日	有価証券届出書提出日
平成 17 年 3 月 26 日	法定公告
平成 17 年 4 月 2 日	有価証券届出書効力発生日
平成 17 年 4 月 11 日	申込期日
平成 17 年 4 月 11 日	払込期日
平成 17 年 4 月 12 日	新株予約権行使請求開始日
平成 19 年 4 月 12 日	新株予約権行使請求終了日

以 上